

○総務省令第十号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、無線機器型式検定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣 片山 善博

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令（平成十一年郵政省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第二項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。